

出張理容・出張美容の手続きについて

～理容所・美容所以外の場所で、理容・美容行為を行なう場合(以下「出張業務」という。)には、
あらかじめ届出が必要です～

1 手続きを始める前に

○ 出張業務は特別な場合にしか行えません(出張業務は以下の場合に限られています)

- ・ 疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることが出来ない場合
- ・ 婚礼その他の儀式に参列する場合
- ・ 興行場において、演芸を行う場合
- ・ 社会福祉施設に入所している場合
- ・ そのほか特別に事情があるものとして、あらかじめ承認する場合
※デイサービス等の通所施設へ出張業務を行なう場合、あらかじめ承認が必要です



○ 出張業務を行うことができる人は以下に限られています

・ 所属理美容師

富山県内の理容所・美容所に勤務している理容師・美容師

・ 無所属理美容師

理容所・美容所に勤務していない理容師・美容師のうち、携行品を衛生的かつ安全に保管できる専用の保管設備と、適切な洗浄・消毒を行える設備を設けた方

2 手続き方法(必要なもの)

所属理美容師 (有効期間は <u>3年以内</u>)	無所属理美容師 (有効期間は <u>1年以内</u>)
1. 出張理容・出張美容業務届 ★初めてデイサービス等の通所施設に出張する場合 理・美容所以外の場所における業の承認申請書 ★デイサービス等の通所施設に出張する場合 理(美)容所の出張業務に関する要請書	1. 出張理容・出張美容業務届 2. 理容師又は美容師免許証の写し 3. 結核・皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書 (発行後6ヶ月以内のもの) ↓後日、確認させていただく場合があります↓ ☆携行品 消毒薬、消毒器具、タオル等の布片、応急用薬品など ☆器具類の保管及び消毒場所 自宅等の消毒場所の拠点となる場所)の周囲の地図 ★初めてデイサービス等の通所施設に出張する場合 理・美容所以外の場所における業の承認申請書 ★デイサービス等の通所施設に出張する場合 理(美)容所の出張業務に関する要請書

3 注意事項

- ・ 受領済み印の押印された届出書の写しを交付しますので、出張業務を行う際には必ずこの受領済み印の押印された届出書の写しを携帯してください。また利用者などの求めがあればこれを提示してください。
- ・ 有効期間満了後も引き続き出張業務を行なう場合は、満了する日までに改めて届出をしてください。
- ・ 富山市外の富山県内の施設において出張業務を行う場合には、
最寄りの県厚生センターへお問い合わせください。

富山市保健所生活衛生課

TEL 076-428-1154